0

(用語の定義) (用語の語為) (用語の定義) (用語の語) (用語の語) (用語の定義) (用語の語) (用語の言義) (用語の定義) (用語の定義) (用語の定義) (用語の定義) (用語の定義) (用語の語) (用語の定義) (用語の語) (用語の定義) (用語の定義) (用語の定義) (用語の定義) (用語の語) (用語の語) (用語の語) (用語の語) (記述の語) (用語の語) (記述の語) (記述の語)	改 正 案
(用語の定義) ((用語の定義) ((用語の定義) ((用語の定義) ((用語の定義) ((用語の定義) ((用語の定義) ((用語の定義) ((用語の定義) ((用語の定義) ((理するところにおる。 ((理する上に類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。 ((型坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)をいう。 ((型坂車線、屈折させ、又は減速させることを目的とする車線をいう。 ((型坂車線をにつきなの部分をでは、東線をに対して設けられる帯状の道路の部分をでは、東線をでは、大りでは、大りでは、大りでは、大りでは、大りでは、大りでは、大りでは、大り	現

二十四 視距 車線(車線を有しな二十三 設計速度 道路の設計の基 自動車の日交通量をいう。 に関する計画を策定する者で国土 通行帯を除く。 | 視距 | 車線 (車線を設計速度 | 道路の設車の日交通量をいう。 。)。以下この号において同じ。)の中心線上一線(車線を有しない道路にあつては、車道(自転)道路の設計の基礎とする自動車の速度をいう。

一大の車道の部分をいう。一大の車道の部分をいう。一大の車道の部分をいう。一大の車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の中る機能を分担させるために、車道に接続して設けられる帯状の道路の部分をいう。一大の車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けめに、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けめに、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けがに、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けが、 車歩行者道に接続して設、又は車道の効用を保つ

の保中す

れ

十五 軌道敷 専ら路面電車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十三号に規定する路面電車をいう。以下同じ。)の通行の用に供することを目的とする道路の部分をいう。歩行者若しくは乗合自動車若しくは路面電車に乗降する者の安全を図るために、交差点、車道の分岐点、乗合自動車の停留所、路面電車の停留場等に設けられる島状の施設をいう。十七 植樹帯 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分をいう。十八 路上施設 道路の耐属物(共同溝及び電線共同溝を除く。)で歩道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に設けられるものをいう。 二十一 計画交通量 道路の設計の基礎とするために、当該道路の存する地域の発展の動向、将来の自動車交通の状況等を勘案して、関する計画を策定する者で国土交通省令で定めるものが定める自動車の日交通量をいう。 二十三 視距 車線(車線を有しない道路にあつては、車道。以下この号において同じ。)の中心線上一・二メートルの高さから当この号において同じ。)の中心線上一・二メートルの高さから当

メートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の・二メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ十セ つて測つた長さをいう。 中心チ

2 追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項においてをいう。以下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加、計画交通量が次の表の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量、第三種第五級の道路にあつては、この限りでない。、第三種第五級の道路にあつては、この限りでない。がる部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただしが五条 車道(副道、停車帯、自転車通行帯その他国土交通省令で定 同じ。)の数は、二とする。 2

3

4 メートルを減じた値とすることができる。によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から○・二五は第二種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由五メートルを加えた値、第一種第二級若しくは第三級の小型道路又の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に○・二の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に○・二 欄い 『に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第一級若しくは第一で同じ。)の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項にお 第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあつては、交通

5 や通む量 第三種第五級 が極めて少なく、 極めて少なく、かつ、地形のメートルとするものとする。 、場合又は第三十 の普通道路の車道(自転車 -一条の二の規定により車道に狭窄部を地形の状況その他の特別の理由によりいする。ただし、当該普通道路の計画交の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員

> いう。おすことができる距離を当該車線の中心線に沿つて測つた長さを該車線の中心線上にある高さ十センチメートルの物の頂点を見と 頂点を見と

第五条 。) は、 車 の道路にあつては、この限りでない。。)は、車線により構成されるものとする。ただし、五条(車道(副道、停車帯その他国土交通省令で定め 他国土交通省令で定める部 第三種第五級のる部分を除る 級く

追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項においてをいう。以下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加、計画交通量が次の表の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量)道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ 同じ。)の数は、二とする。

(表

3 に掲げる一車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表路で対向車線を設けないものの車線の数は二以上とし、当該道路の交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数)、第二種の道ないもの及び第三種第五級の道路を除く。)の車線の数は四以上(が明に規定する道路以外の道路(第二種の道路で対向車線を設け 通量の割合によつて定めるものとする。

表

4 によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から○・二五は第二種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由五メートルを加えた値、第一種第二級若しくは第三級の小型道路又の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に○・二 欄に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第一級若しくは第いて同じ。)の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の「車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項にお 二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあつては、 メートルを減じた値とすることができる。 車線(登坂車: 員は、道路の区分に応じ、次の表、屈折車線及び変速車線を除く。 交通

5 、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三とする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、第三種第五級の普通道路の車道の幅員は、四メートルとするもの 十一条の二の規定により車道に狭窄部を設ける場合にお ては、

第七条 第九条の三 3 第九条の二 2 4 ては、 表の下欄に掲げる値以上とするものとする。九条の三 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は ただし、 帯を設ける道路にあつては、停車帯路(自転車道を設ける道路を除く。 以上である第三種又は第四種の道路には、必要に応じ、七条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。 設ける場合においては、三メートルとすることができる。 単 単 るものとする。 るものとする。 て定めるものとする。 (副道) (軌道敷 いては、 (自転車通行帯 副道(自転車通行帯を除く。 線 自転車通行帯の幅員は、 自転車通行帯の幅員は、 線 この限りでない。地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合に 又は複線 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合に 自動車及び自転車の交通量が多い メートルまで縮小することができる。 0 別 当該道路の • 停車帯の右側。 軌道の単線又は複線の 軌 五メー 道 の幅員は、 敷 0 自転車の トル以上とするものとする。 幅 員 東道の左端寄り(停車第三種又は第四種の道 四メートルを標準とす 次項において同 単 交通の 位 別に応じ、 メ 状況を考慮し 副道を設け)の数が四 \vdash ル ľ 次 = \mathcal{O} 第七条 第九条の二 2 (新設) 以上である第三種又は第四種の道路には、必要に応じ、社条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。 単 単 表 るものとする。 メートルとすることができる。 (副 (軌道敷) (の下欄に掲げる値以上とするものとする。(条の二) 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の 副道の幅員は、 線 線 又は 道 複線 \mathcal{O} 別 四メートルを標準とするものとする。 軌 道 敷 0 幅 員 単 位 別に応じ、 副道を設めて ŀ ル \equiv 次

0

け四

複線

自

転

第十 おいては、この限りでない。おいては、地形の状況その他のない上であるものには、自転車がおいて同じ。)の道路で設計を除く。次項において同じ。) 自動車 地形の状況その他の特別の 状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合にいには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートルにおいて同じ。)又は第四種(第三級を除く。同項に び 自 車の交通量が多い 第三 種 第四 級 及 ス。同項に及び第五級 場合に

- 2 2
- 3 地 形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、 一・五メートルまで縮小することができる。 ては
- 4 員 自転車道に路上施設を設ける場合においては、 当該自 転 車 道 \mathcal{O} 幅
- 5 るものとする。 転車道の幅員は、 『車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮し第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。 て定

自 転 車歩行者道

2 四とする。 道又は、 別の理由によりやむを得ない場合においてはを道路の各側に設けるものとする。ただし、 の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特之は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道条の二 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車 |メートル以上、その他の道路にあつては三メートル以上とするも自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては

3)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」と 1.規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メ 橋等」と 前項う

線

六

六

第十条 りでない。 況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、現十条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種 、ては、 地で、このでは、地形のは、このが、 限状に

によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 春側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自立する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自立が歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(前項に規立する転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車の表別である。 由の転定及

3 地 地形の状況その始身 • 五メートルまで縮小することができる。 状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、 、ては

4 員 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮なは、第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車が 道 0 幅

5 8 るものとする。 して

定

四メートル以上、その他の道路にあつては三メートル以上とするもった。 「自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつてはいるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりや対を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設治条の二、自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車(自転車歩行者道)

2 \mathcal{O} いとする。

3 0)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」と 規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メ 橋等」と 前 いう 項

おいては、この限りでない。つては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合に可の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級の道路にあは一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつてトル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設

状況を考慮して定めるものとする。4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の

(歩道)

おいては、この限りでない。

おいては、この限りでない。

ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合にただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合にただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合にただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合に、)又は自転車道若しくは自転車通行帯歩行者道を設ける道路を除く。)、第十一条 第四種の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、

- る。 トル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとす 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メー
- 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける場合にあつては三メートル、ボンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては三メートル、並木を設立が表別でである。ただし、第三種第五級の道路にあつては一メートル、その他の場合にあつては二メートル、並木を設立が表別では、一手を設ける場合にあっては三メートル、ボンチの上屋を設ける場合にあっては二メートル、ボンチの上屋を設ける場合にあっては二メートル、ボンチの上屋を設ける場合にあっては三メートル、地形の状況をの他の特別の理由によりやむを得ない場合に対しては、前項は関係が表述を通りですが、前項を表述しては、、この限りでない。
- ものとする。 5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定め

おいては、この限りでない。
つては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合に項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級の道路にあは一メートル、その他の場合にあつては○・五メートルを加えて同ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつてトル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設トル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設

状況を考慮して定めるものとする。4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の

歩道)

の他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでには、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況そ行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第三種の道路歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩第十一条 第四種の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、

- 一でない。 一でない。 この限り その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限り る場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況 道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要があ 道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要があ ない。 の他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限り る場合においては、歩道を設ける道路及び前項に規定する ない。
- る。 トル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとす3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メー
- 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては三メートル、並れを設ける場合にあっては一・五メートル、ガンチを設ける場合にあっては三メートル、が大を設ける場合にあっては三メートル、が大を設ける場合にあっては三メートル、が大を設ける場合にあっては三メーンでは、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合にあっては三メートル、が大学を設ける場合にあっては三メールでは、地形の状況を設ける場合にあっては三メールでは、地形の地域を設ける場合にあっては三メールが、地形の地域を設ける場合にあっては三メールが、地形の状況を設ける場合にあっては三メールが、地形の状況を表面によりでは、地形の地域を表面によりを表面によりである。
- ものとする。
 5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定める

(待避所)

については、この限りでな避所を設けるものとする。 ついては、この限りでない。 第五級の道路には、 、ただし、 交通に及ぼす支障が少ない道 次に定めるところによ かり、

- 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができる待避所相互間の距離は、三百メートル以内とすること。
- 車通行帯を除く。)の幅員は、五メートル待避所の長さは、二十メートル以上とし、 その 以 上とすること。 区 間 0 車 道 (自

分が変更される道路の

」とあるのは「第三種若しくは第四種第四級」と、第十三条第とあるのは「第三種若しくは第四種第四級の」と、同条第二項中とあるのは「第三級及び第四級」と、第十一条第一項中「第三種ののは「第四種(第四級を除く。)」と、第十条第一項中「第三級」一第四級」と、第九条第一項及て等・・※を・ユー 四第一項、第十二条、第十三条第一項、第十六条、第十七条、第十十条の二第三項、第十一条第一項、第二項及び第四項、第十一条の第九項及び第十一項、第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第第六条第一項、第四項及び第六項、第八条第二項から第六項まで、 八条第一項、第二十条、第二十二条第二項、第二十三条第三項、第四第一項、第十二条、第十三条第一項、第十六条、第十七条、第十 十一条の二中「主として」とあるのは「第四種第四級の道路又は主ロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートル)」と、第三が第四種第四級の道路である場合にあつては、一時間につき四十キ し書、第十一条第四項ただし書並びに第十二条中「第三種第五級」おいて、第五条第一項ただし書及び第五項、第十条の二第三項ただいては、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。この場合に 二十七条第三項、 れることとなるときは、他の道路とすることによ 県道又は市町村道とする計画がある場合において、 とあるのは「第三種第五級又は第四種第四級」と、第五条第三項 「及び第三種第五級」とあるのは「並びに第三種第五級及び第四 項中「上欄に掲げる値」とあるのは「上欄に掲げる値 の道路とすることにより第三条第二項の規定による区分が変更さ 一般国道の区域を変更し、当該 第九条第一項及び第十一条第一項中「第四 第三十条並びに第三十一条の二の規定の適用につ 同条第四項及び第五項、 .おいて、当該部分を当該1変更に係る部分を都道府 第四条、 (当該 第五条、 道 種中

> に避 ついては、この限りでない。 所を設けるものとする。 第五 級 の道路には、 。ただし、 交通に及ぼす支障が少ない 次に定めるところにより、 道

- 待避所相互間の .の道路の大部分が待避所から見とおすことができ.の距離は、三百メートル以内とすること。 の距離は、三百メート
- 待避所の長さは、二十メートル以上とし、 五. メートル以上とすること その X. 間 \mathcal{O} 車 道 \mathcal{O}

幅

変更され る道路

第三十七条 二十キロメートル)」と、第三十一条の二中「主として」とあるのあつては、一時間につき四十キロメートル、三十キロメートル又は 二十二条第二項、第二十三条第三項、第二十七条第三項、 三条第一項、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十条、第一項、第二項及び第四項、第十一条の四第一項、第十二条、第 を当該部分の区分とみなす。この場合において、 並びに第三十一条の二の規定の適用については、当該変更後の区分 第九項及び第十一項、 第六条第一項、第四項及び第六項、 県道又は れることとなるときは、 他の道路とすることにより第三条第二項の規定による区分が変更さ 「上欄に掲げる値(当該道路が第四種第四級の道路である場合に 市 |第四級の道路 町村道とする計 国 道の区域を変更し、当該 第九条第一項、 同条第四項及び第五項、第四条、 又は主として」と読 画がある場合において、 第八条第二項から第六項まで 第十条の二第三項、 変更に係る部分を み替えるも 第五条第一項ただ 当該部分を当 第三十条 第五条、 都

区 改築 の場合

第二十二条まで、第二十三条第三項並びに第二十五条の規定による第三項及び第四項、第十一条の四第二項及び第三項、第十五条から九条の三、第十条第三項、第十条の二第二項及び第三項、第十一条条第四項から第六項まで、第七条、第九条、第九条の二第三項、第 することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基 基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用 において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第五条、第六 として改築を行う場合 道路の交通に著しい支障がある小区 (次項に規定する改築を行う場合を除く。 間 配につい て応急措

2 五条、第六条第四項から第六頁まで、肖言で、「『、『言言記念の集を行う場合において、当該道路の状況等からみて第一道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急ので通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急 項、次条第一項及び第二項並びに第四十条第一項の規定による基準及び第三項、第十九条第一項、第二十一条第二項、第二十三条第三二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十一条の四第二項条、第九条の二第三項、第九条の三、第十条第三項、第十条の二第 をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、 の規定による基準によらないことができる。 第九条の二第三項、第九条の三、第十条第三項、第十条の二第、第六条第四項から第六項まで、第七条、第八条第二項、第九 第九条の三、 これら

(都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準等

条中「第三種第五級」とあるのは、「第三種第五級又は第四種第四項並びに前条第三項の規定を準用する。この場合において、第十二一項第十二号に掲げる事項に係る部分に限る。)、第三十九条第四、第十二条、第三十五条第二項、第三項及び第四項(法第三十条第おけるこれらの道路の構造の一般的技術的基準については、第四条第四十一条都道府県道又は市町村道を新設し、又は改築する場合に第四十一条都道府県道又は市町村道を新設し、又は改築する場合に 級」と読み替えるものとする。

X

第三十八条 二十三条第三項並びに第二十五条の規定による基準に適合していな第十一条の四第二項及び第三項、第十五条から第二十二条まで、第 第十一条の四第二項及び第三項、第十五条から第二十二条まで、第三項、第十条の二第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、条第四項から第六項まで、第七条、第九条、第九条の二、第十条第 できる。 において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第五条、第として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。 いと認められるときは、これらの規定による基準によらないことが いためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でな 道 昭の交通に著しい場合の特例) い支障がある小 第九条の二、第十条第 区間につい て応急措 第六

2 第二項並びに第四十条第一項の規定による基準をそのまま適用する条第一項、第二十一条第二項、第二十三条第三項、次条第一項及び十一条第三項及び第四項、第十一条の四第二項及び第三項、第十九条、第九条の二、第十条第三項、第十条の二第二項及び第三項、第 五条、第六条第四項から第六項まで、第七条、第八条第二項、第九措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第一道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急 ことが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準に よらないことができる。 第九条の二、第十条第三項、

第 条中「第三種第五級」とあるのは、「第三種第五級又は第四項並びに前条第三項の規定を準用する。この場合において、 、第十二条、第三十五条第二項、第三項及び第四項(法第三十条第おけるこれらの道路の構造の一般的技術的基準については、第四条四十一条 都道府県道又は市町村道を新設し、又は改築する場合に(都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準等) 級」と読み替えるものとする。 一項第十二号に掲げる事項に係る部分に限る。)、第三十九条第四 第十二 種

2 及び第五項の規定を準用する。この場合において、第三項まで、第五項及び第六項並びに前条第一項、 及び第四項(法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部: 十一条の四まで、第十三条から第三十四条まで、第三十五条第法第三十条第三項の政令で定める基準については、第五条か だし書及び第五項、 『の規定を準用する。この場合において、第五条第一項たて、第五項及び第六項並びに前条第一項、第二項、第四項第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項から、(法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分をはまで、第十三条から第三十四条まで、第三十五条第一項A-条第三項の政令で定める基準については、第五条から第 第十条の二第三項ただし書並びに第十一条第四

二十キロメートル)」と、第三十一条の二中「主として」とあるのは「集三級」とあるのは「第三種若しくは第四を、第十一条第一項中「第三種の」とあるのは「第三種者して」とあるのと、第十一条第一項中「第三種の」とあるのは「第三種者しては第四のでは、一時間につき四十キロメートル、三十キロメートル又は種第四級の」と、同条第二項中「第三種」とあるのは「第三種又は「明本第一項中「第三種の」とあるのは「第三種若しくは第四のと、第十条第一項中「第三級」とあるのは「第三級及て負し糸」。 一条第一項中「第四種」とあるのは「第四種並びに第三種第五級及び第四種第四級」と、 種第四級」と、 項ただし書中「第三 とあるのは とあるのは 及び「他 当該都道府県道」と 第五条第三項中「第三種第五級」と 「の道路」とあるのは「市町村道」と、「「都道府県道」と、「都道府県道又は市 とあるの 「及び第三 み替えるものとする。 は 種 第五 (第四 第九条第一 |級を除る 第五 「当該部には市町村道」 とあるの 反び 又は く。 ____ 道」と は 第

本びに第三種第五級及び第四種第四級」と、第九条第一項及び第十並びに第三種第五級及び第四種第四級」と、第九条第一項及び第四種第四級と、同項中「第四種」とあるのは「第四人、同年間につき四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロスートル)」と、第十三条第一項中「第三種」とあるのは「第三種又は第四種第四級と、同項中「第三種の」とあるのは「第三種又は第四種第の」と、同系第二項中「第三種」とあるのは「第三種又は第四種第四級と、同項中「第三種の」とあるのは「第三種又は第四種第四級と、同項中「第三種の」とあるのは「第三種又は第四種第四級と、同項中「第四種」とあるのは「第四種(第四級を除く。)」 並びに第三項ただしま は「当該都道府県道」と読み替えるものとする。び「他の道路」とあるのは「市町村道」と、「当該部分」とるのは「都道府県道」と、「都道府県道又は市町村道」とあ種第四級の道路又は主として」と、第三十七条中「一般国道 書 一級及び第四年五条第三項 第五 」とある 種中 - 「及び \mathcal{O} 第三 第 五. 五級」とあるのは 一種第五級又は第 該部分」とある は第